

薬物の濫用防止に関する条例

知事監視製品

精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して身体に使用されるおそれのある製品

身体に使われないように、
販売、購入等の手続きを義務化！

知事指定薬物

法律で指定されていない薬物で、精神作用を有し、健康被害を起こすもの

製造・販売等の禁止！
所持・使用・購入・譲受も禁止！

違反者には、

罰則の適用も!!

詳しくは、こちら→

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/drug.html>



薬物に関するご相談は？

- 和歌山県福祉保健部健康局薬務課
「薬物相談窓口」
Tel.073-441-2663
- 和歌山県精神保健福祉センター
「心の電話」
Tel.073-435-5192
- 和歌山県BBS連盟
「ドラッグリカバリーライン」
Tel.073-423-4951

毎月第2・4金曜日 19:30～23:00 (平成27年度県委託事業)

『危険ドラッグ』って、どういうもの??

『危険ドラッグ』は、大麻、覚醒剤、麻薬などに化学構造を似せて合成された物質を、乾燥植物(ハーブ)、液体(リキッド)、粉末(パウダー)等に混ぜ込んだもので、『脱法ドラッグ』、『合法ドラッグ』などと称して販売されています。

国では、そのような大麻、覚醒剤、麻薬に似た危険な物質を、医薬品医療機器等法に基づき「指定薬物」として指定し、規制しており、これまでに2,300物質以上を指定しています。

また、このようなものは、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」などと称して販売し、まるで危険なものではないように販売されています。



(ハーブ状)



(リキッド状)



(パウダー状)

『危険ドラッグ』を使うとどうなるの??

『危険ドラッグ』を使用した者が、死亡したり、健康被害を起こしたりするだけでなく、交通事故等で他人を巻き込む事例が多発しています。

実は、販売している側も、誰がどこで製造しているか、どんなものが含まれているか、よくわかってないんだ・・・
だから、どんな健康被害が起こるかわからない・・・
非常に危険だから、絶対使っちゃいけないんだ!!



『危険ドラッグ』を使ったら罰せられるの??

『危険ドラッグ』の中には、指定薬物だけでなく、覚醒剤、麻薬などが含まれているものもあり、そのようなものを所持・使用等する行為は、違法です。

また、和歌山県では、平成25年4月1日から『薬物濫用防止に関する条例』に基づき、危険ドラッグに対して県独自の規制を行っています。

(概要は、パンフレット内の別面で)



薬物乱用は

**NO!! DRUGS
WAKAYAMA**

「ダメ。ゼッタイ!!」



平成26年度薬物乱用防止啓発ポスター高校生部

最優秀賞 開智高等学校 東 ひかり さん

和歌山県・和歌山県薬物乱用対策推進本部
和歌山県薬物乱用防止指導員協議会